

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成三十年度東京都補正予算の公表……………(財務局主計部議案課)……………一
 - 公共測量の実施……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………四
 - 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可(二件)……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………四
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………四
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……………六
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………七
- 公 告
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………八

告示

●東京都告示第十八号

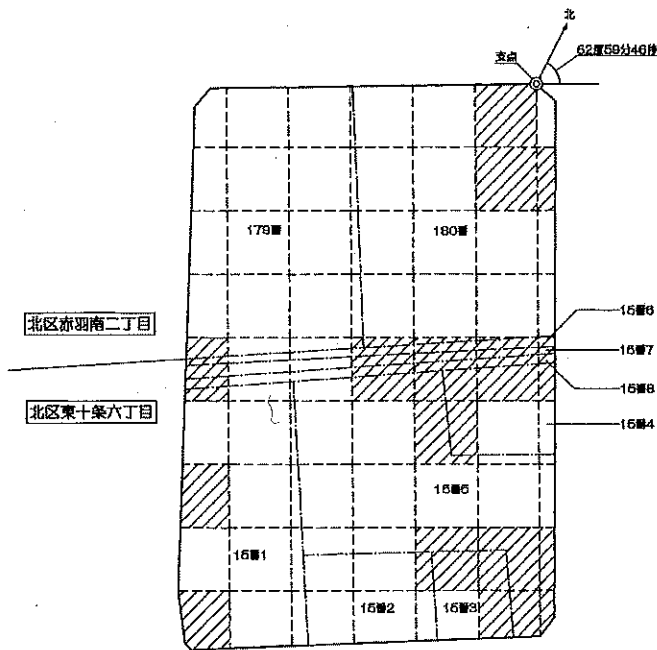
平成三十年十二月十九日東京都議会の議決を得た平成三十年度の東京都補正予算を、地方自治法(昭和二十二年法

律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十一年一月九日

東京都知事 小池 百合子

別図



【支点】
支点は、北区赤羽南二丁目180番の最北端とする。

【地子の磁方位角（62度59分46秒）】
地子の磁方位角は、支点を測り、東西方向及び南北方向に引いた線とこれらと平行して10m距離で引いた線により構成されている地子番、支点を中心として、右回りに磁方位角を示す。

凡 例	
—	敷地境界
---	環境界
---	単位区画
■	形質変更時要届出区域

●東京都告示第二十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

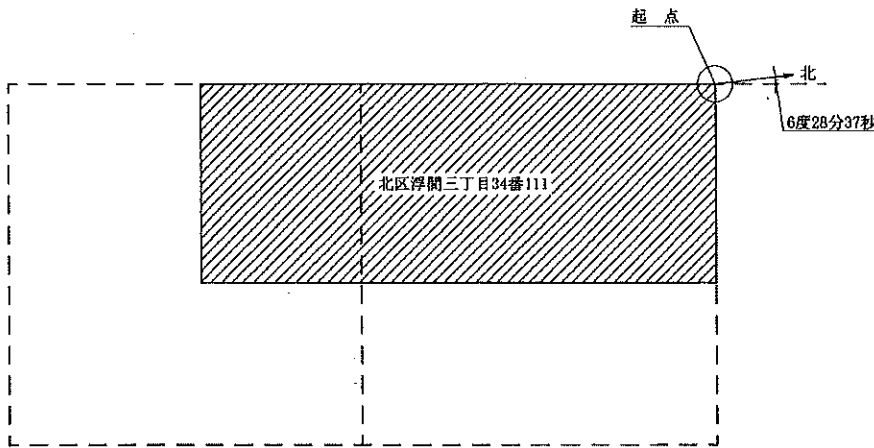
平成三十一年一月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区浮間三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びにふっ素及びその化合物

別 図



【凡例】

- - - : 単位区画
- : 調査対象地及び筆境界
- ▨ : 形質変更所要届出区域

【起点】

起点は、北区浮間三丁目34番111の最北端とする。

【格子の回転角度(6度28分37秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第四百六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年一月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区亀戸六丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シスー・ニージクロロエチレン、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去